参 考 資 料 1

電 審 第 2 9 号 令 和 3 年 6 月 3 日

総務大臣殿

電波監理審議会

勧告書

放送法第179条第1項の規定により、衛星基幹放送の業務の認定に関し、総務省における外資規制に関する審査体制の強化及び当審議会における審議に必要な情報の提供について、別紙のとおり勧告する。

放送法第93条第1項の衛星基幹放送の業務の認定に関する勧告

当審議会は、第1039回の会議(平成29年1月11日開催)において、 総務大臣より「BS・東経110度CSによる4K・8K実用放送の業務等 の認定」について諮問を受け、審議の結果、諮問のとおり認定することが適 当である旨の答申をした。

この答申を受けて総務大臣は、同年1月24日に株式会社東北新社に対して、衛星基幹放送の業務の認定を行った。

しかしながら、当該認定については、その申請時及び認定時において、申請者の株式会社東北新社が認定の欠格事由(外国人等が議決権の五分の一以上を占めるもの)に該当しており、当該認定に重大な瑕疵が存在し、本来は認定すべきではない事案だったことが本年3月に確認された。このため、総務省は、同社より認定基幹放送事業者の地位を承継した株式会社東北新社メディアサービスに対して、本年5月1日付けで本件認定を取り消すことを本年3月26日に通知して、同日その旨を公表し、本年4月14日に当審議会に本件の経過について報告を行った。

このような事案の発生に鑑み、放送法第177条第1項第2号により当審議会へ諮問された衛星基幹放送の業務の認定に関し、以下のとおり勧告する。

1 総務省における外資規制に関する審査体制の強化について

総務省における衛星基幹放送の業務の認定における外資規制の審査を強化するため、申請者から外国人の議決権比率を確認できる書類の提出を求めるようにするなどの審査体制の見直しを検討すべきである。

さらに、今後、外資規制違反が発生した場合にそれを適時適切に把握する ための仕組みの導入を検討すべきである。

なお、以上の検討に際して、現在は株式の種類が多様化し、様々な株式保有の形態があることを踏まえ、実効性をもった、かつ実行可能な仕組みの検討を行うのが適切である。

2 電波監理審議会における審議に必要な情報の提供について 当審議会の審議・答申は、諮問側の十分な情報提供と説明が前提となるも のである。その前提が一度崩れると、答申それ自体の正統性 (legitimacy) に疑義が生じるおそれがある。総務省からは、当審議会へ 諮問された事項に関する審議のために、可能な限り、十分な判断材料が提供 されることが必要である。

よって、総務省においては、当審議会に関わる事案について、当審議会に対し、適時適切に必要な情報を提供するよう要請する。

以上

情報流通行政局長 殿

電波監理審議会

外資規制に係る放送法等の規定の在り方に関する要望

本年4月14日の電波監理審議会における株式会社東北新社メディアサービスの認定の取消しに関する報告に併せて、株式会社フジ・メディア・ホールディングスが平成24年から平成26年までの間、一時的に外資規制に抵触していた事実について、総務省から説明があった。

衛星基幹放送の業務の認定の申請者や認定放送持株会社において、現行の外 資規制への抵触が立て続けに判明したことに鑑み、総務省においては、今後、 現行の外資規制自体の在り方について改めて検証することとしている。

衛星基幹放送の業務及び認定放送持株会社のいずれの認定についても諮問を 受け答申した当審議会としても、このような事態を憂慮するものであり、総務 省が今後実施する検証において、以下の事項について、総務省がその立法理由 をまず確認し、その今日的妥当性を改めて検証するよう要望する。

1 間接支配について

現行の外資規制には、放送法第93条第1項第7号において、衛星基幹 放送及び移動受信用地上基幹放送は直接支配の外資規制はあるが、地上基幹 放送とは異なり、間接支配の外資規制は適用されないといった差異があるこ と。

2 事情勘案に関する条項について

電波法第75条第2項及び放送法第103条第2項において見られるよう な間接支配規制条項に違反した場合に事情を勘案して免許又は認定を取り消 さないことができることとする規定が認定放送持株会社については設けられ ていないといった差異があること。

3 違反状態是正のための措置について

外資規制への抵触について、法令違反に対して発出される業務停止命令と は異なり、段階的不利益処分が存在しないこと。また、外資規制違反状態を 是正するための猶予期間も設けられていないこと。